

大田原市公告第83号

市有財産の売却にあたり、下記のとおり一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大田原市財務規則（昭和40年4月1日規則第11号）第65条の規定に基づき公告する。

令和8年9月7日

大田原市長 相 馬 憲 一

1 一般競争入札に付する物件受領及び予定価格（最低売却価格）

区分番号	物品名称	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
8-1-1	いすゞ エルフ 平成14年式	500,000円	50,000円
8-1-2	いすゞ エルフ 平成16年式①	500,000円	50,000円
8-1-3	いすゞ エルフ 平成16年式②	500,000円	50,000円
8-1-4	木琴・鉄琴セット	1,000円	100円
8-1-5	アコーディオンセット	1,000円	100円
8-1-6	電子オルガンセット	1,000円	100円
8-1-7	事務用デスクセット	1,000円	100円
8-1-8	デスクオルガンセット	1,000円	100円
8-1-9	エレクトーン	1,000円	100円
8-1-10	打楽器セット	1,000円	100円
8-1-11	電子系鋸盤	1,000円	100円
8-1-12	スタンド灰皿	1,000円	100円
8-1-13	アップライトピアノ（U30A）	1,000円	100円
8-1-14	16mm映写機	1,000円	100円
8-1-15	コインロッカーセット	1,000円	100円

2 入札参加資格に関する事項

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の(ア)から(I)までのいずれかに該当する者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者

c 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有している者

e 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(I) (ア)から(ウ)に該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(2) 大田原市が定める大田原市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「大田原市ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができるものであること。

(3) 3の(2)により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みを行った者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 大田原市ガイドライン及び入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年9月9日（水）午後1時～令和8年9月29日（火）午後2時

イ 交付方法

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）及び大田原市のホームページからダウンロードするものとする。

(2) 入札参加申込みの方法

ア 入札希望者は、令和8年9月29日（火）午後2時までにあらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。

イ 入札保証金額相当のクレジットカードの与信枠の確保が確認でき次第、本申し込みとする。

(3) 入札保証金に関する事項

入札参加者は、予定価格の100分の10以上の額の入札保証金を大田原市の指定する納付方法により入札の前に納付すること。

(4) 入札手続等に関する事項

ア 入札の期間

令和8年10月13日（火）午後1時～令和8年10月21日（水）午後1時

イ 入札の方法

入札は、公有財産売却システムにより入札価格を登録するものとする。なお、この登録は、1回限り行うことができる。

ウ 開札の日時

令和8年10月21日（水）午後1時

エ 開札の場所

栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市役所本庁舎6階経営管理部総務課

オ 開札の方法

公有財産売却システムにより行うものとする。

(5) 契約条項を示す場所

3の(4)のエに同じ

(6) 落札者の決定方法等に関する事項

ア 落札者の決定方法

落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

イ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

ウ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止における損害は、入札者の負担とする。

エ 落札の無効

落札者が、大田原市が指定する期日までに契約を締結しないときは、その落札は、無効とし、入札保証金は、大田原市に帰属する。

オ 郵便による入札は、認めないものとする。

4 契約手続等に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 売買代金の支払い方法

契約締結時に、3の(3)の入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結後、大田原

市が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を大田原市が指定する期日までに納付するものとする。

5 本件に関する担当（照会）窓口

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

大田原市役所 経営管理部 総務課 管財係

電話：0287-23-8795（内線684）

FAX：0287-22-4485